

中学生議会 議案第2号

基山町の森林環境整備及び林業の保全に関する条例の制定について

基山町の森林環境整備及び林業の保全に関する条例を次のように定める。

令和8年10月3日提出

基山町長 細川 健太

中学生議会 条例第2号

基山町の森林環境整備及び林業の保全に関する条例

第1条 この条例は、基山町内の人工林の荒廃及び放置竹林の急増に伴う土砂災害等のリスクを低減し、豊かな自然環境を次世代へ引き継ぐための森林管理及び林業支援を行うとともに、地産木材等の活用を通じて、安全で活気ある町の実現を目的とする。

第2条 目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 町内で活動している林業関係者等への支援。
- (2) 町内にある空家を活用した林業用施設の整備。
- (3) 伐採した木材等を利用した新たな商品の作成と販売。
- (4) 伐採後の土地に対する、植林等による森林再生。

第3条 事業実施に当たり、町は森林所有者、林業関係者、町民、その他関係機関と連携し、以下のとおり取り組むものとする。

- (1) 林業関係者や町民の要望を定期的に調査し本当に必要とされる支援を計画する。
- (2) 空家の所有者と丁寧な合意形成を行い、周辺住民の迷惑にならない適切な管理体制を整える。
- (3) 適切な伐採計画を作成する。
- (4) 商品作成にあたっては、適切な伐採計画で得られた木材・竹のみを使用し、町の活性化につながる販売体制を構築する。

第4条 町は、林業関係者等に次の業務を委託することが出来る。

- (1) 適切な伐採計画に基づいた、森林保護活動。
- (2) 伐採によってできた木材等を利用した商品開発。

(3) 専門家と協力した、地域保全につながる植樹活動。

第5条 実行範囲は基山町全体とする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

現在、基山町には人工林の荒廃に伴う放置竹林の急増と、それに起因する土砂災害リスクの上昇という問題がある。そのため、本条例を制定し、もっと安全な町をつくりたいと考える。また、伐採した木や竹の加工品を販売して得る利益で、町の活性化を図りたい。